

移動型X線透視診断装置仕様書

移動型X線透視診断装置に係る仕様・内訳について、次のとおりとする。

項目	
1-1-1	Cアーム部の前後方向への動作範囲は20cm以上であること。
1-1-2	Cアーム部の首振り範囲(パン動作)は±10°以上であること。首振りが無い場合は装置本体の移動で首振りと同等の動作ができること。
1-1-3	Cアーム部の縦方向への回転範囲(アンギュレーション)は、-90°以上+30°以上であること。
1-1-4	Cアーム部の横方向への回転範囲(ローテーション)は±200°以上であること。
1-1-5	Cアーム部の上下方向への動作範囲は42cm以上で電動機構を有すること。
1-1-6	Cアーム部の開口は83cm以上有すること。
1-1-7	Cアーム本体はバッテリーを搭載しており、電源接続なしで透視が可能であること。
1-1-8	X線管球は固定陽極型であること。
1-1-9	X線管球の焦点サイズは0.6mm以下であること。
1-1-10	エックス線管陽極熱容量は50kHU以上であること。
1-1-11	最大陽極冷却率は48kHU/min以上であること。
1-1-12	総ろ過2.5mmアルミ当量以上の付加フィルタを有すること。
1-1-13	面積線量を表示できること。
1-1-14	フラットディテクタを有し、ピクセルサイズは150μm以下であること。
1-1-15	フラットディテクターは、10x12インチサイズを搭載すること。
1-1-16	フラットディテクターは20cm×20cm以上の視野サイズを有すること。
1-1-17	フラットディテクターのマトリックスは1536×1536以上であること。
1-1-18	金属物・骨・軟組織を自動で検知しコントラストを自動で調整できること。
1-1-19	本体コントロールにタッチパネル方式の17インチモニター有すること。
1-1-20	輝度/コントラスト、画像回転、拡大機能はタッチパネルで操作できること。
1-1-21	ストレージメモリは80,000画像収納可能なこと。
1-1-22	モニターカートを有し、LCDモニターの解像度は1280×1024ピクセル以上であること。
1-1-23	モニターカートのLCDモニターサイズは19インチ以上かつ2面仕様であること。
1-1-24	モニターカートとCアーム本体はケーブルレスの無線接続であること。
1-1-25	USBポートを有し、USB媒体にDICOMフォーマットで記入できること。
1-1-26	Cアーム本体の重量は260kg以下であること。
2. 設置条件	
	搬入・据付・調整等を行なうこと。
3. 接続	
3-1	以下接続をおこなうこと。
3-1-1	移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置は既設F-RISおよびSYNAPSEと接続すること。接続方法は無線および有線が可能であること。
3-1-2	オペ室既設検像端末(iRAD-QA)経由で本装置のRDSRをSYNAPSEにSTORAGEさせること。また既存線量管理システム(DoseManager)で管理ができるよう構成を図ること。
3-1-3	オペ室既設iRAD-QA AnyWhere搭載端末に相乗りしMWMをおこなうこと。
4. 障害支援体制	
	故障時において復旧の為現場で迅速な対応が可能であること。
	設置から1年間は、無償にて点検・調整等を随時行なうこと。
	県内にサービス拠点があり、迅速な対応ができること。
5. その他	
	日本語操作マニュアルを備えること。
	設置、稼動にあたり教育訓練を行なうこと。